

| 岡山県公報                   |  | 発行<br>岡山県                                                                             |  | 目次          |  |
|-------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------|--|
|                         |  |  |  |             |  |
| 目次                      |  | 担当課（室）                                                                                |  |             |  |
| 【告示】                    |  | 環境管理課                                                                                 |  | ○ 一般競争入札の実施 |  |
| ○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請   |  | 医療推進課                                                                                 |  | ○           |  |
| ○ 救急病院の認定               |  | 医薬安全課                                                                                 |  | 〃           |  |
| ○ 知事指定薬物の指定             |  | 工業技術センター                                                                              |  |             |  |
| ○ 特定計量器定期検査             |  | 治山課                                                                                   |  |             |  |
| ○ 保安林の指定予定              |  | 〃                                                                                     |  |             |  |
| ○ 〃                     |  | 監理課                                                                                   |  |             |  |
| ○ 土地収用法に基づく事業の認定        |  | 道路整備課                                                                                 |  |             |  |
| ○ 〃                     |  | 〃                                                                                     |  |             |  |
| ○ 道路の区域変更               |  | 経営支援課                                                                                 |  |             |  |
| ○ 道路の供用開始               |  | 耕地課                                                                                   |  |             |  |
| 【公告】                    |  | 〃                                                                                     |  |             |  |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧   |  | 建築指導課                                                                                 |  |             |  |
| ○ 県営土地改良事業の工事完了         |  | 〃                                                                                     |  |             |  |
| ○ 土地改良区役員の退任届           |  | 〃                                                                                     |  |             |  |
| ○ 二級建築士の免許の取消し          |  | 〃                                                                                     |  |             |  |
| ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 |  | 〃                                                                                     |  |             |  |
| 【公立大学法人岡山県立大学】          |  | 公立大学法人岡山県立大学                                                                          |  | 担当課（室）      |  |

◎岡山県告示第三百六十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ベネフィットホテル株式会社

住 所 広島県福山市霞町二丁目5番7号

氏 名 代表取締役 小林みな子

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 岡山いこいの村

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町虫明5652番地11号

令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

(3) 特定施設に関する事項

| 区 分                                                      |                           | 新 設                                          |     | 新 設                                        |     | 新 設                                             |     | 新 設                                                |     | 新 設                                           |     |
|----------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------|-----|--------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------|-----|
| 種 類                                                      |                           | 66の3－イ<br>旅館業の用に供するち<br>ゆう房施設（本館3階<br>パントリー） |     | 66の3－イ<br>旅館業の用に供するち<br>ゆう房施設（ビザの体<br>験工房） |     | 66の3－イ<br>旅館業の用に供するち<br>ゆう房施設（プレハブ<br>舎台所－1, 2） |     | 66の3－ロ<br>旅館業の用に供する洗<br>濯施設（本館3階コイ<br>ンランドリー－1, 2） |     | 66の3－ハ<br>旅館業の用に供する<br>入浴施設（プレハブ<br>舎浴室－1, 2） |     |
| 能 力                                                      |                           | 90食/日                                        |     | 3食/日                                       |     | 5食/日×2基                                         |     | 4kg×2基                                             |     | 0.86m <sup>3</sup> ×2基                        |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                        |                           | 許可後直ちに                                       |     | 同左                                         |     | 同左                                              |     | 同左                                                 |     | 同左                                            |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                        |                           | 許可後直ちに                                       |     | 同左                                         |     | 同左                                              |     | 同左                                                 |     | 同左                                            |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                        |                           | 許可後直ちに                                       |     | 同左                                         |     | 同左                                              |     | 同左                                                 |     | 同左                                            |     |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要                |                           | 断続5時間                                        |     | 断続2時間<br>通常時は使用しない                         |     | 断続1時間                                           |     | 断続4時間                                              |     | 同左                                            |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量 | 区 分                       | 通 常                                          | 最 大 | 通 常                                        | 最 大 | 通 常                                             | 最 大 | 通 常                                                | 最 大 | 通 常                                           | 最 大 |
|                                                          | 水 量（m <sup>3</sup> /日）    | 3                                            | 4   | 0                                          | 0.1 | 0.1                                             | 0.2 | 0.8                                                | 1.0 | 2                                             | 3   |
|                                                          | p H                       | 5.8～8.6                                      |     | 同左                                         |     | 同左                                              |     | 5.8～8.6                                            |     | 同左                                            |     |
|                                                          | B O D（mg/L）               | 320                                          | 400 |                                            |     |                                                 |     | 100                                                | 120 | 50                                            | 60  |
|                                                          | C O D（mg/L）               | 240                                          | 300 |                                            |     |                                                 |     | 100                                                | 120 | 40                                            | 50  |
|                                                          | S S（mg/L）                 | 240                                          | 300 |                                            |     |                                                 |     | 120                                                | 150 | 50                                            | 60  |
|                                                          | 油 分（mg/L）                 | 30                                           | 40  |                                            |     |                                                 |     | 5                                                  | 10  | 3                                             | 5   |
|                                                          | T－N（mg/L）                 | 25                                           | 30  |                                            |     |                                                 |     | 10                                                 | 20  | 同左                                            |     |
|                                                          | T－P（mg/L）                 | 6                                            | 8   |                                            |     |                                                 |     | 3                                                  | 5   | 2                                             | 3   |
|                                                          | 大腸菌群数（個/cm <sup>3</sup> ） | －                                            | －   |                                            |     |                                                 |     | －                                                  | －   | －                                             | －   |

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。  
2 （プレハブ舎台所－1, 2），（本館3階コインランドリー－1, 2）及び（プレハブ舎浴室－1, 2）から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

| 区 分                                                      |                           | 新 設                                                                                                               |     | 新 設          |       | 変 更 前                                     |     | 変 更 後 |     |
|----------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------|-------|-------------------------------------------|-----|-------|-----|
| 種                                                        | 類                         | 66の3－ハ<br>旅館業の用に供する入<br>浴施設（地下・家族風<br>呂－1～5）                                                                      |     | 72<br>し尿処理施設 |       | 66の3－イ<br>旅館業の用に供するち<br>ゅう房施設（2階ちゅう<br>房） |     | 同左    |     |
| 能                                                        | 力                         | 1：0.38m <sup>3</sup><br>2：0.6m <sup>3</sup><br>3：2.4m <sup>3</sup><br>4：0.86m <sup>3</sup><br>5：0.6m <sup>3</sup> |     | 950人槽        |       | 240食/日                                    |     | 同左    |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                        |                           | 許可後直ちに                                                                                                            |     | 同左           |       | 同左                                        |     | 同左    |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                        |                           | 許可後直ちに                                                                                                            |     | 同左           |       | 同左                                        |     | 同左    |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                        |                           | 許可後直ちに                                                                                                            |     | 同左           |       | 同左                                        |     | 同左    |     |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要                |                           | 断続1時間                                                                                                             |     | 連続24時間       |       | 断続6時間                                     |     | 同左    |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量 | 区 分                       | 通 常                                                                                                               | 最 大 | 通 常          | 最 大   | 通 常                                       | 最 大 | 通 常   | 最 大 |
|                                                          | 水 量（m <sup>3</sup> ／日）    | 5                                                                                                                 | 6   | 63.1         | 93.3  | 11                                        | 13  | 同左    |     |
|                                                          | p H                       | 5.8～8.6                                                                                                           |     | 同左           |       | 同左                                        |     |       |     |
|                                                          | B O D（mg／L）               | 50                                                                                                                | 60  | 10           | 20    | 500                                       | 550 | 320   | 400 |
|                                                          | C O D（mg／L）               | 40                                                                                                                | 50  | 20           | 35    | 500                                       | 550 | 240   | 300 |
|                                                          | S S（mg／L）                 | 50                                                                                                                | 60  | 20           | 40    | 800                                       | 900 | 240   | 300 |
|                                                          | 油 分（mg／L）                 | 3                                                                                                                 | 5   | 5            | 10    | 60                                        | 70  | 30    | 40  |
|                                                          | T－N（mg／L）                 | 10                                                                                                                | 20  | 30           | 35    | －                                         | －   | 25    | 30  |
|                                                          | T－P（mg／L）                 | 2                                                                                                                 | 3   | 4            | 9     | －                                         | －   | 6     | 8   |
|                                                          | 大腸菌群数（個／cm <sup>3</sup> ） | －                                                                                                                 | －   | 2,500        | 3,000 | 0                                         | 5   | －     | －   |

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。  
2 （地下・家族風呂1～5）から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

| 区 分                                                                                   |                           | 変 更 前                                      |     | 変 更 後  |     | 変 更 前                                                                                                             |     | 変 更 後                                              |     |                                                             |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------|-----|--------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------|-----|
| 種                                                                                     | 類                         | 66の3－ロ<br>旅館業の用に供する洗<br>濯施設（2階洗濯室－<br>1～3） |     | 同左     |     | 66の3－ハ<br>旅館業の用に供する入<br>浴施設（大浴場－1，<br>2及び客室用浴槽－1<br>～5）                                                           |     | 66の3－ハ<br>旅館業の用に供する入<br>浴施設（大浴場－1，<br>2）           |     | 66の3－ハ<br>旅館業の用に供する入<br>浴施設（客室用浴槽－<br>1～5）                  |     |
| 能                                                                                     | 力                         | 1：4.2kg<br>2：5.0kg<br>3：5.0kg              |     | 同左     |     | 大浴場1：25.2m <sup>3</sup><br>大浴場2：21.6m <sup>3</sup><br>客室用浴槽1：0.86m <sup>3</sup><br>客室用浴槽2～5：0.<br>6m <sup>3</sup> |     | 大浴場1：25.2m <sup>3</sup><br>大浴場2：21.6m <sup>3</sup> |     | 客室用浴槽1：0.86m <sup>3</sup><br>客室用浴槽2～5：0.<br>6m <sup>3</sup> |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                                                     |                           | －                                          |     | 許可後直ちに |     | －                                                                                                                 |     | 許可後直ちに                                             |     | 同左                                                          |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                                                     |                           | －                                          |     | 許可後直ちに |     | －                                                                                                                 |     | 許可後直ちに                                             |     | 同左                                                          |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                                                     |                           | －                                          |     | 許可後直ちに |     | －                                                                                                                 |     | 許可後直ちに                                             |     | 同左                                                          |     |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要                                             |                           | 断続4時間                                      |     | 同左     |     | 断続5時間                                                                                                             |     | 同左                                                 |     | 断続1時間                                                       |     |
| 使用時において<br>当該特定施設から排出される汚<br>水等の汚染状態<br>の通常値及び<br>最大の値並びに<br>当該汚水等の通常<br>の量及び最大の<br>量 | 区 分                       | 通 常                                        | 最 大 | 通 常    | 最 大 | 通 常                                                                                                               | 最 大 | 通 常                                                | 最 大 | 通 常                                                         | 最 大 |
|                                                                                       | 水 量（m <sup>3</sup> ／日）    | 20                                         | 22  | 1.2    | 1.5 | 27                                                                                                                | 30  | 26                                                 | 42  | 5                                                           | 7.5 |
|                                                                                       | p H                       | 5.8～8.6                                    |     | 同左     |     | 同左                                                                                                                |     | 同左                                                 |     | 同左                                                          |     |
|                                                                                       | B O D（mg／L）               | 50                                         | 60  | 100    | 120 | 75                                                                                                                | 90  | 50                                                 | 60  |                                                             |     |
|                                                                                       | C O D（mg／L）               | 50                                         | 60  | 100    | 120 | 75                                                                                                                | 90  | 40                                                 | 50  |                                                             |     |
|                                                                                       | S S（mg／L）                 | 200                                        | 250 | 120    | 150 | 50                                                                                                                | 60  | 50                                                 | 60  |                                                             |     |
|                                                                                       | 油 分（mg／L）                 | 3                                          | 5   | 5      | 10  | 8                                                                                                                 | 10  | 3                                                  | 5   |                                                             |     |
|                                                                                       | T－N（mg／L）                 | －                                          | －   | 10     | 20  | －                                                                                                                 | －   | 10                                                 | 20  |                                                             |     |
|                                                                                       | T－P（mg／L）                 | －                                          | －   | 3      | 5   | －                                                                                                                 | －   | 2                                                  | 3   |                                                             |     |
|                                                                                       | 大腸菌群数（個／cm <sup>3</sup> ） | 50                                         | 60  | －      | －   | 70                                                                                                                | 80  | －                                                  | －   |                                                             |     |

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 （2階洗濯室－1～3），（大浴場－1，2）及び（客室用浴槽－1～5）から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 区分                                                        |              | 変更前              |        |         |     | 変更後    |        |        |       |
|-----------------------------------------------------------|--------------|------------------|--------|---------|-----|--------|--------|--------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号                                           |              | し尿処理施設           |        |         |     | 同左     |        |        |       |
| 種類                                                        |              | し尿浄化槽            |        |         |     | 同左     |        |        |       |
| 構造                                                        |              | R C              |        |         |     | 同左     |        |        |       |
| 主要寸法                                                      |              | 10.1m×12.8m×5.3m |        |         |     | 同左     |        |        |       |
| 能力                                                        |              | 950人槽            |        |         |     | 同左     |        |        |       |
| 処理の方法                                                     |              | 長時間曝気方式          |        |         |     | 同左     |        |        |       |
| 工事着手予定年月日                                                 |              | －                |        |         |     | 許可後直ちに |        |        |       |
| 工事完成予定年月日                                                 |              | －                |        |         |     | 許可後直ちに |        |        |       |
| 使用開始予定年月日                                                 |              | －                |        |         |     | 許可後直ちに |        |        |       |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要                 |              | 連続24時間           |        |         |     | 同左     |        |        |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値並びに最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量 | 区 分          | 処 理 前            |        | 処 理 後   |     | 処 理 前  |        | 処 理 後  |       |
|                                                           |              | 通 常              | 最 大    | 通 常     | 最 大 | 通 常    | 最 大    | 通 常    | 最 大   |
|                                                           | 水 量 (mg／L)   | 85.5             | 95     | 同左      |     | 63.1   | 93.3   | 同左     |       |
|                                                           | p H          | 6.0～8.0          |        | 5.8～8.6 |     | 同左     |        |        |       |
|                                                           | B O D (mg／L) | 200              | 220    | 5       | 8   | 200    | 220    | 10     | 20    |
|                                                           | C O D (mg／L) | 200              | 220    | 9       | 14  | 200    | 220    | 20     | 35    |
|                                                           | S S (mg／L)   | 250              | 270    | 9       | 16  | 250    | 270    | 20     | 40    |
|                                                           | 油 分 (mg／L)   | 10               | 12     | 2       | 3   | 10     | 12     | 5      | 10    |
|                                                           | T－N (mg／L)   | 40               | 45     | 14      | 16  | 40     | 45     | 30     | 35    |
|                                                           | T－P (mg／L)   | 10               | 12     | 3       | 4   | 10     | 12     | 4      | 9     |
|                                                           | 大腸菌群数 (個㎤)   |                  | 10,000 | 11,000  | 920 | 1,050  | 10,000 | 11,000 | 2,500 |

# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

## (5) 排水口に関する事項

| 排水口番号                      | No. 1   |       |       |       |
|----------------------------|---------|-------|-------|-------|
| 区分                         | 変更前     |       | 変更後   |       |
|                            | 通常      | 最大    | 通常    | 最大    |
| 水量 (m <sup>3</sup> /日)     | 165.5   | 417   | 66.1  | 97.3  |
| p H                        | 5.8～8.6 |       | 同左    |       |
| BOD (mg/L)                 | 5       | 8     | 10    | 20    |
| COD (mg/L)                 | 9       | 14    | 20    | 35    |
| SS (mg/L)                  | 9       | 16    | 20    | 40    |
| 油分 (mg/L)                  | 2       | 3     | 5     | 10    |
| T-N (mg/L)                 | 14      | 16    | 30    | 35    |
| T-P (mg/L)                 | 3       | 4     | 4     | 9     |
| 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | 920     | 1,050 | 2,500 | 3,000 |

## 2 縦覧の期間及び場所

- 期 間 令和3年6月18日から同年7月9日まで
- 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

◎岡山県告示第三百六十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

備前市国民健康保険市立日生病院

2 所在地

備前市日生町寒河二五七〇―四一

二 認定年月日

令和三年六月十六日

三 認定の有効期限

令和六年六月十五日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

備前市国民健康保険市立吉永病院

2 所在地

備前市吉永町吉永中五六三―四

二 認定年月日

令和三年六月十六日

三 認定の有効期限

令和六年六月十五日



# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

## ◎岡山県告示第三百六十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 知事指定薬物の名称

1 N―（二―（二―ヒドロキシ―ニ―（チオフェン―ニ―イル）エチル）ピペリジン―四―イル）―N―フェニルプロパンアミド（通称名β―Hydroxytyhiofentanyl）及びその塩類

2 メチル―ニ―（二―（四―フルオロブチル）―H―インドール―三―カルボキサミド）―三・三―ジメチルブタノアート（通称名四F―MDMB―BICA、四F―MDMB―BUTICA）及びその塩類

### 二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

### 附 則

この告示は、令和三年六月十九日から施行する。

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

## ◎岡山県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

倉敷市児島稗田町字土井ノ口三四九九の一、字土井ノ奥三五〇六、三五〇七、三五〇八の二、三五一三

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字土井ノ奥三五〇六・三五〇八の二・三五一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

## ◎岡山県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

倉敷市児島上の町字大岩一六四一の二五から一六四一の三一まで、一七六五

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大岩一六四一の二五・一六四一の二九・一七六五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

## ◎岡山県告示第三百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 起業者の名称

鏡野町

### 二 事業の種類

香北公民館施設整備事業

### 三 起業地

- 1 収用の部分 岡山県苫田郡鏡野町真経字吉藤道下、字ふけかま町、字庄田梅の木及び字半町曾祢田地内

- 2 使用の部分 岡山県苫田郡鏡野町真経字ふけ及び字ふけかま町地内

### 四 事業の認定をした理由

- 1 法第二十条第一号の要件への適合性について  
香北公民館施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

- 2 法第二十条第二号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である鏡野町は、本件事業を、鏡野町第二次総合計画における「創造豊かな教育・文化の里づくり」を実現するための施策である「生涯学習の充実」に位置付け実施するものであり、本件事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第二十条第三号の要件への適合性について

- (1) 本件事業の施行により得られる利益については、老朽化が進行し、集会室が二階にあるなどバリアフリーに対応していない町立香北公民館を、現在地の近隣においてバリアフリーに対応した平屋建ての施設に建て替えることにより、地域住民の教養の向上と健康の増進、社会福祉の増進に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①公民館活動で利用する町立香北小学校グ

ラウンドに近接し、利用者の利便性を確保できること、②施設を平屋建てとするにあたり必要な面積が確保できること、③付近に住宅が密集しておらず、周辺住民の生活環境に与える影響が少ないこと、④事業費を縮減できることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっており、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地には文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)における周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、町立香北公民館をバリアフリーに対応した施設に建て替えるものであり、地域住民からその早期完成を強く要望されていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲は全て本件事業の施行に必要な最小限の範囲を使用するものであることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鏡野町生涯学習課

# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

## ◎岡山県告示第三百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 起業者の名称

鏡野町

### 二 事業の種類

泉公民館・奥津学区放課後児童クラブ施設整備事業

### 三 起業地

1 収用の部分 岡山県苫田郡鏡野町女原字前田地内

2 使用の部分 なし

### 四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

泉公民館・奥津学区放課後児童クラブ施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館」及び法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である鏡野町は、本件事業を、鏡野町第二次総合計画における「創造豊かな教育・文化の里づくり」を実現する「生涯学習の充実」及び「こころあたたかい福祉の里づくり」を実現する「子育て支援の充実」の施策に位置付け実施するものであり、本件事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（1） 本件事業の施行により得られる利益については、町立泉公民館（以下「公民館」という。）を耐震性能を満たしバリアフリーに対応した平屋建ての施設に建て替えるとともに、奥津学区放課後児童クラブを放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）に適合した専用の施設（以下「放課後児童クラブ施設」という。）を建設するものであり、公民館については、地域住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進に相当の寄与が見込まれ、放課後児童クラブ施設については、児童の健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立支援に相当の寄与が見込まれる。

本件事業の計画では、①町立奥津小学校に近接し、児童が移動しやすいこと、②公民館及び放課後児童クラブ施設に必要な面積が確保できること、③住宅が密集しておらず、住民の生活環境に影響が少ないこと、④事業費を縮減できることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっており、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）における周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、耐震性能を満たしバリアフリーに対応した公民館施設及び国の示す基準に適合した面積を確保した放課後児童クラブ施設を整備するものであり、地域住民からその早期完成を強く要望されていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたもの



# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

である。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鏡野町生涯学習課

令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

◎岡山県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三二三号
- 三 道路の区域

| 区                    | 域                    | 新旧別 | 幅員           | 延長    |
|----------------------|----------------------|-----|--------------|-------|
| 真庭市落合垂水字杉瀬一九〇〇番二地先から | 真庭市落合垂水字杉瀬一九〇〇番二地先まで | 新   | 一二・五<br>二七・五 | 一二二・九 |
| 真庭市落合垂水字杉瀬一九〇〇番二地先から | 真庭市落合垂水字杉瀬一九〇一番五地先まで | 旧   | 八・七<br>二五・三  | 一二二・九 |

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧 | 幅員 | 延長 |
|---|---|----|----|----|
|---|---|----|----|----|

令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

|                                                                    |                                         |                                              |        |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------|--------|
| 美作市栗井中字田渕五三二番地先から<br>美作市栗井中字田渕三六九番一地先を経<br>て<br>美作市栗井中字猪寄九〇四番三地先まで | 美作市栗井中字田渕五三二番地先から<br>美作市栗井中字猪寄九〇四番三地先まで | 美作市栗井中字田渕五三二番地先から<br>美作市栗井中字猪寄九〇四番三地先まで<br>て |        |
| 旧                                                                  |                                         | 新                                            | 別      |
| 一一・二〇<br>六二・〇                                                      | 五・六〇<br>一八・〇                            | 八・五〇<br>一九・八                                 | (メートル) |
| 六一八・〇                                                              | 六〇八・〇                                   | 六一八・〇                                        | (メートル) |

令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

◎岡山県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 道路の路線名 | 区間                                           | 供用開始年月日   |
|-------|--------|----------------------------------------------|-----------|
| 一般国道  | 三二三号   | 真庭市落合垂水字杉瀬一九〇〇番二地先から<br>真庭市落合垂水字杉瀬一九〇一番五地先まで | 令和三年六月十八日 |

# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

〔二三八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ザグザグ金光店  
所在地 浅口市金光町占見新田四六一一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社ザグザグ  
住所 岡山市中区清水三六九番地二  
代表者の氏名 代表取締役 森 信
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社ザグザグ  
住所 岡山市中区清水三六九番地二  
代表者の氏名 代表取締役 森 信
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和四年二月十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千三百二十七平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 五十台
  - (2) 駐輪場の収容台数 六台
  - (3) 荷さばき施設の面積 三十二平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

午前零時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十二時（二十四時間営業）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和三年六月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年六月十八日から同年十月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課

令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

〔二三九〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和三年六月十八日

地区名

工種

岡山県知事 伊原木 隆 太

完了年月日

赤磐（由津里工区）

ほ場整備

令和3・三・二三

〔二四〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

## 二 退任役員

退任役員

氏  
名

本田 哲也

坂手 祥邦

住所

苦田郡鏡野町和田二五九―二

二  
二  
沖二五四

理事監

事の別

理事

監  
事



# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

〔二四一〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和三年六月十一日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

黒住 隆 二級建築士 第二三二七号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

# 令和3年6月18日 岡山県公報 第12303号

〔二四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市野介代字才谷一三四六一一、一三四六一四、津山市野介代字三反田一六四五一二、一六四六、一六四七一、一六四九、一六五〇一一、一六五〇一二、一六五〇一三、一六五〇一四、一六五〇一五、一六五〇一六、一六五一、一六五二一、一六五二一二、一六五二一八、一六五二一九、一六五二一二、一六五三一

## 二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市加茂町青柳四〇一四

加茂繊維株式会社

代表取締役 角野 充俊

## 三 許可番号

岡山県指令建指第五三号

◎公立大学法人岡山県立大学公告第八号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年六月十八日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立大学有線ネットワークシステム更新及び運用保守業務

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学有線ネットワークシステム更新及び運用保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）

(3) 契約期間

令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資

格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類 8 情報・通信サービス」の格付区分が A であるものであること。

(2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県役務の提供に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 賃貸借する物品について，第三者から公立大学法人岡山県立大学に貸付けを行わせようとする者にあつては，当該第三者が岡山県の物品，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており，その営業種目が，「大分類 9 その他，小分類12 レンタル・リース類」であつて，その格付区分が A である者をあらかじめ選定しておくことができること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で 2 (1) の資格を得ていないものは，4 (4) アの日時までに資格告示に基づき申請手続を行い，資格を得ること。

(1) 申請書の提出期限

令和 3 年 7 月 12 日（月）午後 5 時

### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木 1 1 1

公立大学法人岡山県立大学総合情報推進センター（総務課学部事務班）

電話 (0866) 38-8135 (直通)

FAX (0866) 94-2732

電子メールアドレス nwkoushin@ad.oka-pu.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年6月18日（金）から同年7月12日（月）まで

イ 交付方法

岡山県立大学ホームページ (<https://www.oka-pu.ac.jp/index.php>) に記載する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和3年6月18日（金）から同年7月12日（月）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和3年7月29日（木）午前10時

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし，代理人が持参する場合は，本人からの委任状を持参し，入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして，4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって令和3年7月28日(水)の午後4時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は，契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定され

た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Equipment replacement with operation maintenance services for Okayama Prefectural University campus network system.

(2) Service period :

From January 1, 2022 through December 31, 2026

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

July 29, 2021, at 10:00 A.M. (by mail 4:00 P.M. July 28, 2021)

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,  
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,  
TEL 0866-94-2111 (main phone number)

◎公立大学法人岡山県立大学公告第九号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年六月十八日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立大学仮想化基盤システム更新及び運用保守業務

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学仮想化基盤システム更新及び運用保守業務仕様書  
(以下「入札説明書等」という。)

(3) 契約期間

令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資



格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類 8 情報・通信サービス」の格付区分が A であるものであること。

(2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県役務の提供に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 賃貸借する物品について，第三者から公立大学法人岡山県立大学に貸付けを行わせようとする者にあつては，当該第三者が岡山県の物品，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており，その営業種目が，「大分類 9 その他，小分類12 レンタル・リース類」であつて，その格付区分が A である者をあらかじめ選定しておくことができること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で 2 (1) の資格を得ていないものは， 4 (4) アの日時までに資格告示に基づき申請手続を行い，資格を得ること。

(1) 申請書の提出期限

令和 3 年 7 月 12 日（月）午後 5 時

### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木 1 1 1

公立大学法人岡山県立大学総合情報推進センター（総務課学部事務班）

電話 (0866) 94-2731 (直通)

FAX (0866) 94-2732

電子メールアドレス [nwkoushin@ad.oka-pu.ac.jp](mailto:nwkoushin@ad.oka-pu.ac.jp)

## (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

### ア 交付期間

令和3年6月18日（金）から同年7月12日（月）まで

### イ 交付方法

岡山県立大学ホームページ (<https://www.oka-pu.ac.jp/index.php>) に記載する。

### (3) 入札説明会

開催しない。

### (4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

### ア 提出期間

令和3年6月18日（金）から同年7月12日（月）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

### イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

### ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

## 5 入札

### (1) 入札及び開札の日時及び場所

令和3年7月29日（木）午前10時30分

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって令和3年7月28日(水)の午後4時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定され

た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Equipment replacement with operation maintenance services for Okayama Prefectural University campus network system.

(2) Service period :

From January 1, 2022 through December 31, 2026

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

July 29, 2021, at 10:30 A.M. (by mail 4:00 P.M. July 28, 2021)

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,  
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,  
TEL 0866-94-2111 (main phone number)